

# 青税連

1999.2.1

1900年代最後の年の始まりです  
すべての会員に実り多き年となるように!

120

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12, 代々木リビン303  
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

# CONTENTS

No. 120

1999 . 2

- ◇日税連執行部との懇談会を終えて — 委員長 畠山讓治 ……1~8
- ◇全青税秋季シンポジウム・イン横浜
- 秋季シンポジウムを終えて ……〈実行委員長〉野崎貴彦 ……9
- 期待してます！青税の活躍を！ ……〈立命館大法学部教授〉三木義一 10
- 秋季シンポジウムに参加して ……〈名古屋青税〉荒川章三 ……11
- 〈  //  〉篠田 孝 ……11
- 〈埼玉青税〉渋谷由美子 ……11
- 〈千葉青税〉石井孝一 ……12
- 〈岐阜青税〉牧口晴一 ……12
- 〈東京青税〉今田勇二 ……13
- 〈近畿青税〉坂本麻生 ……13
- 税理士制度に関するアンケート報告（抜粋） ……14
- ◇組織部では今！組織部活動報告  〈組織部長〉北村博昭 …17
- 全青税シンポジウムに参加して ……岡崎克郎 ……18
- 元山 博 ……19
- ◇理事会研修会報告 ……〈東京青税〉勝又和彦 ……20
- 〈東京青税〉山本大志 ……20
- ◇今年は今全青税第32回埼玉大会  〈実行委員長〉高橋節男 ……21
- ◇あしがき ……〈近畿青税〉花田園子 ……24



# 日税連役員との懇談会開催される !!

日税連担当委員長 畠山讓治

昨年に引き続き懇談会の申し入れをしたところ、心良くお受けいただけ、平成10年12月15日(火)に日税連第一会議室において開催された。当日の出席者は以下である。

◆日本税理士会連合会

役職名	氏名
会長	森金次郎
副会長(税理士法改正対策特別委員会第一分科会担当)	今野和郎
副会長(サービス貿易自由化及び規制緩和対策室室長)	狩野七郎
副会長	平山玲昱
専務理事	池田隼啓
専務理事	水越昭平
総務部長	徳重寛之

◆全国青年税理士連盟

役職名	氏名	単位会
会長	麻木義弘	近畿
日税連担当委員長	畠山讓治	近畿
税理士法対策委員長	三木政司	近畿
規制緩和等対策委員長	勝又和彦	東京
日税連担当委員	富田光彦	東京
日税連担当委員	池部悦子	東京
日税連担当委員	中江嘉和	近畿
日税連担当委員	久野耕嗣	名古屋
日税連担当委員	荒井高広	神奈川
日税連担当委員	伊東洋子	埼玉
日税連担当委員	石井孝一	千葉
日税連担当委員	増田勝彦	千葉
法対策部長	木下盛弘	東京
法対策部長(前会長)	橋本和枝	東京
広報部長	尾崎秀明	名古屋
総務部長	藤田美恵子	近畿

池田専務の開会のあいさつ(15:00)

全国青税の皆さんとの懇談も恒例のような形になりました。年末で忙しい時期ですが楽しみにしていました。

森会長のあいさつ(15:01~15:07)

今は税理士制度にとって大変な時期である。5つの特別委員会を設け同時進行しているが、それぞれの問題への対応におおわらわである。われわれは常に研鑽に努め、納税者の信頼に添えてゆかねばならない。

今日のテーマは特に重要なものだと認識している。

税理士法改正については、若干の動きが現れた。自民党税制調査会が今日で終わり、あす税制大綱が決定される運びになっていて、その中に重要なことが含まれている。

規制緩和問題もあとで狩野副会長から説明がある。

会館建設については、現在設計の段階に入っているが、資金確保が問題で、会費値上げもすでに決まってはいるがその実施時期をどうするかの手続きを進めている。平成11年度から値上げを実施し、平成11年の5月か6月に建設に着工、平成12年12月中に建設完了、現行税理士法制定50周年の平成13年2月23日にお披露目をしたい。各単位会の財政も厳しい折、なんとか協力を得たい。

外部監査についても、平成11年8月には、80都市で実施されるが、そのための研修会を開催したところ、定員100名のところに300名の申し込みがあった。さらに、来年1月に近畿で、4月に東京で開催する予定。我々の能力をもって地域社会への貢献をしてゆくために積極的に外部監査人への登用を求めている。

商法や税制建議といった問題もあるが、特別委員会を設置することにより対応していかねばならないと考えている。

(以下できるだけ忠実に、当日の様子を再現してみる。)

麻木会長のあいさつ（15：08～15：14）

このような懇談会開催にご協力いただき感謝いたします。

全国青税のことを紹介しますので、お手元の昨年作成したパンフレットをご覧ください。

税理士制度がたいへん揺らいでいる今だからこそ、問題意識をもってこれだけ大勢でやってまいりましたが、お許してください。どうか、私たちの意見を組み入れていただきたい。

10年から20年あとには私たちがこの業界を引っ張ってゆきたいので、真剣に税理士制度問題に取り組んでいます。

今日お手元にお配りしたものは、全国青税のパンフレットのほかに、資格取得に関するパンフレット、広報紙、今年の秋季シンポジウムの資料です。特に、資格取得のパンフを見ていただきたいのですが、大学院改革が進められており、免除制度がますます悪くなっていってしまい、規制緩和を待たずして税理士制度が崩壊してしまうことになりかねないと危惧している。

総合的法律・経済関係事務所について、要望書ではワンストップサービスのニーズがないとしているが、税理士法改正の法人化の問題では、高度で複雑なニーズがあるとしており、その整合性はどうかという疑問もある。

畠山委員長（15：18）

税理士法改正問題、規制緩和問題の順で質疑応答の形にしたい。

池田専務（15：18）

2つのテーマの提案趣旨説明をしていただいて、それから質疑応答のフリートーキングの形式で進めるやり方にしましょう。

税理士法改正問題について（15：19～16：20）

三木委員長の提案説明

気軽な気持ちで腹藏のないところをお答えください。

第2分科会でのタタキ台検討にあたり、理論補強がなされているとのことだが、その内容について教えていただきたい。

タタキ台について、機関決定のために各単位会

の意見の吸い上げはどうなっているのか教えてほしい。

今野副会長：まだ、理論補強まではいっていない。

私たちには平成7年に作った歴史的なものとして取りまとめたタタキ台なるものがあるということで、その後、外圧・規制緩和問題や外部監査問題などが発生している。主税局・国税庁という行政側を相手にした勉強会と与党自民党の改正議員連盟ワーキンググループという立法側を相手にした勉強会をしている。自民党の方は説明が終了したが、行政の方は40パーセント程度まで進んで現在継続中である。そのように勉強会が進められているというのが本場で、理論補強まではいっていない。

富田委員：広報「税理士界」の記載によると、今年8月の定例懇談会での国税庁長官のあいさつでは、税理士法改正は規制緩和をふまえて進めてゆくべきだと言われたようだが、会長は第2分科会にこれをもふまえた理論補強を支持したのではないのですか。

今野副会長：規制緩和や国際的観点を視野に検討してゆかなければならないが、まだ具体的な作業には入っていない。

池田専務：長官のあいさつの内容は3点で、国民的視野・規制緩和・他士業との関係というもののだが、これを肝に銘じて勉強会をしている。

三木委員長：進行状況40パーセントの内容については、質的に絞込みがあったのかどうか。

池田専務：ワーキンググループには21項目について我が方の意見を説明した。タタキ台なのでいろいろな考え方があることをひとつひとつ説明した。行政には、21項目のはじめから進めており、現在40パーセント程度まで進められた状況で、これから残りを全部やる予定。

三木委員長：スケジュールとしては遅々として進んでいないのではないか。議員立法でやるのなら今のペースでは間に合わないのではないか。当初案のとおり改正内容を実現してゆくようにしていただけるのかどうか。

池田専務：できるだけ早く改正されるように進めているので、いつと聞かれれば、「次の通常国会」と答えるしかない。とにかく時期はできるだけ早くというしかない。議員立法はやらない。政府提案でいきます。

**三木委員長：**勉強会の成果を会員に公表して、機関決定のための意見聴取をする気があるのかどうか。

**池田専務：**全国の単位会から選出された役員により決定するという機関決定のやり方もある。

**森会長：**今のタタキ台を作るのに10年かかった実情からすると、もう一回タタキ台を作り直すなどということをしているとまた時代が変わったなどといって改正そのものが消えてしまうのではないか。規制緩和問題もあまり深く議論に入れると全体がつかみどころのないものになってしまう。法案を作る官僚のほうでも、各省庁との折衝にも時間がかかり実際に大変な作業をしている。できるだけ早くことを運ぶためには、機関決定するよりもむしろ一任を得たいくらいだ。とにかく、できるだけ弾力的に対応してゆきたい。

**三木委員長：**官庁間・他士業との兼ね合いからいろいろとむずかしい問題ではあるが、試験免除制度について、まず大学院の修士についての問題点から。大手予備校が大学院予備校を運営しようとしているなどという報道もあるくらい、大学院制度の改革が文部省で進められているが、かなり早いスピードで進められている大学院改革の現状をふまえて修士の試験免除制度についてはどのように考えているのか。

**今野副会長：**専門資格というものは、国民の付託に応えられる能力があることを試験で試すというのが基本です。社会的に税理士に求められるものも変わってきていることは確かで、今のままの方がベターかというところどうともいえない。そのようなことをふまえて大学院問題を考えると、税理士としての業務を行うのにふさわしい能力を修得した者については試験を免除するというのはやむをえない。文部省の考えている大学院改革はこれまでの大学における教育のあり方を直すとの発想で、税理士界における考え方とは違う。わたしは一定のレベルに達した者だけが大学院に進むことができるということにしてほしい。その意味からもダブルマスターはいけませんよと言いたい。大学院の中にもあまりにも商業ベースに乗ったひどいものがある。これは完全に排除しなければならない。

**池田専務：**勉強会でもすでに扱った。この問題に

ついでに判断のしかたはむずかしい。どうしてダブルマスターはだめなのか。先に決め付けてしまってよいものなのか。ダブルマスターの税理士に能力がないことのデータはあるのかどうか。理論的根拠を用意しておかなければならないし、ダブルマスターの税理士の意見を聞いたのかどうか。

**森会長：**やはり試験を受けてほしい。それでないと地位向上は望めないと思う。

**麻木会長：**いまの試験そのものにも問題はありますが、試験免除のほうがもっと問題だ。

**今野副会長：**納税者のセレクトは、第1に試験合格者、第2に試験免除者だろうが、実際に免除者もセレクトされるのであれば、2つのセレクトがあるのもやむをえない。

**橋本委員：**本来国家試験に一本化すべきなので、8条全面削除が望ましい。そのうえで試験のやり方を改善してゆくべきだ。OBについても、会計学の試験は受けてほしい。資質の検証のしかたは試験に一元化するのが望ましいが、OBの免除についてはどう考えているのか。私たちは資格取得パンフで当面の決着点を提言しているが、どのように改正してゆくべきだと考えているのか。

**富田委員：**OB免除については、平成7年のタタキ台に比べて平成8年のタタキ台のほうが内容として後退しているように見えるが、業界としてどうも卑屈になっているようだ。

**今野副会長：**より良いものに改正しようというやり方でやっているのだから、どういう着地点を決めるかというようなことを先に決めようとしてやっているわけではない。

**池田専務：**9月22日の規制緩和委員会の「論点公開」論点3で関連職務経験者等の資格取得についても取り上げられているので、ダブルマスターの件と平行してOBについても議論されてゆくだろう。今は勉強会の内容を発表できる段階ではないが、こういうことを勉強会で取り上げてもらうということならできる。

**島山委員長：**OB問題はたいへん歯切れが悪い。スパッとダブルマスターと同様にだめと言えないのか。

**今野副会長：**21世紀を見越している時に、これはこれだとバサッとやるということではできない。

政治家・議員ならそういうことが言えるのかも  
しれないが、まあとにかくいふんと苦勞はし  
ているのだ。

**橋本委員**：本当に勉強会で取り上げてもらえるの  
ですか。

**池田専務**：そうです。

**今野副会長**：基本的に試験を受けなければならない  
というのは変わっていない。

**橋本委員**：今の試験の暗記中心は良くない。試験  
制度を改革しても誰もが試験を受けるようにす  
るべきである。

**今野副会長**：そこは充分ふまえてやっているから  
信じてほしい。

**森会長**：各会をまわっているいろいろな意見に接して  
いるが、税理士の将来の地位向上を考えるには、  
同じ土俵で資格を取得するというのでなければ  
ならないと考えていることを言うと、皆に分か  
ってもらえる。

**橋本委員**：先ほど会長のおっしゃった「若干の動  
き」とは何ですか。

**森会長**：自民党の税調が12月15日に終わり、税制  
大綱が12月16日に決定されるが、ワーキンググ  
ループで税理士法は改正しなければならないと  
の結論に達したのを受けて、税制改正検討項目  
の中に入れるとのことが決定した。これで改正  
の実現がスタートしたと考えられる。ゴールは  
いつかは分からないが、大綱に税理士法改正と  
いうことが盛り込まれることは画期的なことで、  
大きな成果だ。

**麻木会長**：事前通知の立法化・納税者権利憲章の  
制定について、国税通則法は事後手続を保障し  
たもので納税者の権利を守るためには事前手続  
も事後手続も法律で定められるべきである。国  
税通則法の改正も税理士法の改正とともに進め  
てゆくべきではないか。また、国会の付帯決議  
をしていただいて事前手続の法制化が進められ  
よう取り組むべきではないか。

**今野副会長**：個別問題については答えるのがむず  
かしい。意見をうけたまわるだけにさせていた  
だきたい。要望として聞いておく。

**森会長**：確かに事前手続は入れなければならない  
とは考えている。

**橋本委員**：3分科会があるのだから、もっと下に  
下ろし、下からの意見を吸い上げるべきなので

はないか。

**今野副会長**：第1分科会では、他の分科会の業務  
進捗状況がまちまちなので、総合調整できる段  
階になっていない。

**橋本委員**：タタキ台の機関決定をする時期はいつ  
ごろなのか。もうほとんど固まって変更できな  
いぎりぎりになってから内容が発表されたので  
は困る。

**今野副会長**：これだけ議論を深めてきているので、  
整理をすれば皆さんが支持されるものにして  
考えている。いろいろな情勢の変化に応じ、  
できるものから改正と決まってくれば、皆さん  
に情報公開して機関決定してゆくから、速やか  
に情報を公開することをしないというわけでは  
ない。

**富田委員**：11月5日に発表があり、12月10日期限  
で意見聴取がされた総務庁のパブリックコメン  
トについての手続きについてはどう考えている  
か。

**今野副会長**：当然のことと思っている。ただ、広  
く国民の声を聞くのも当然だが、まず専門家集  
団の意見を聞くということが大切という態度に  
はだれも異論がないのではないかと思う。

#### 規制緩和問題について（16：21～17：06）

##### 勝又委員長の提案説明

規制緩和問題には、WTO・GATSに関する  
外的な要因と、政府の規制緩和3ヶ年計画に關する  
内的な要因の2面性があるが、きょうは外的側  
面については除外させていただき、内的な側面の  
規制緩和3ヶ年計画の問題について質問したい。

まず、規制緩和3ヶ年計画の言う「人々の意  
欲・能力を有効に生かす」という公的資格制度の  
見直しの基本姿勢についてどうお考えか。

**狩野副会長**：サービス貿易自由化及び規制緩和対  
策室では、政府の行政改革推進本部の規制緩和  
委員会に対する活動と、自民党の司法制度調査  
会に対する活動をしてきた。調査会の保岡会長  
がワンストップサービスについては中小企業が  
ニーズを持っているので、それに応える方向で  
検討すべきであるとの観点から総合的法律・経  
済関係事務所の構想がでてきたらしいが、こ  
ういう問題は政治運動にもかかわってくるので非

常に難しい問題なので、いまのところ一定のレベルに達した結論はない。対策室には何も秘密がないのではっきり説明しますが、所属する委員一人一人が積極的に調査研究して、その成果を自由に広報「税理士界」にシリーズとして掲載させている。そのような段階なので、室長としてはうそは言えないのではっきり言うが、結論には達していない。ひとつの建物の中にいろいろな「士」がいるのがワンストップサービスの受け皿ということで、それぞれの「士」の本質がゆがめられるのであるならば、税理士としては反対であると保岡会長に申し上げたら、たいへん興味を持たれた。98の業務独占資格のうち、弁護士を除く97の資格には監督官庁があり、規制緩和委員会でもそれら官庁間の調整がむずかしいらしく、各資格についての資料集めさえむずかしい状況だとのことだ。日税連・国税庁のような密接な関係の資格士業は他にないので、資料集めのためのヒヤリングがなされているが、対策室ではこれに対する意見も充分検討し、正副会長会の了承をもらっている。近く公開されるかもしれない。総合的事務所については、対策室ではいろいろな事態を想定して論議してきた。法人の場合、個人の場合、現行法が変えられずに創設される場合などについてや、法人化の場合は雇用問題も出てくるとの前提も考えている。

**水越専務：**総合的事務所については、10月に自民党に要望書を提出したが、議論のもとにある国民のワンストップサービスに対するニーズが本当にあるのかどうかについてのデータが必要だと考える。いまでは、そのニーズについてのアンケートを実施する作業に追われている。対策室の仕事が総合的事務所についてのことを中心に進めてきたので、規制緩和委員会の「論点公開」に対する作業はちょうど今日から対策室会議を開催してスタートさせたところだ。

**池部委員：**9月22日に発表された「論点公開」の65番目の公的資格に関する5つの論点についての考え方を聞きたい。

**狩野副会長：**まだ深く検討していないので、具体的には答えられない。対策室は月2～3回のペースで開催しているので、これから充分検討する。

**水越専務：**2～3ヶ月すれば、何らかの答えができてくるかもしれない。

**池部委員：**対応を急いでほしい。

**水越専務：**いろいろな問題について、対策室ではいろいろな意見を充分な検討をしてとりまとめて執行部に上げるのでもう少しお待ちいただきたい。

**中江委員：**総合的事務所のことにつき、具体的にお聞きしたい。要望書のなかに「多角的な検討」をしているとの記載があるが、経営と業務執行が分離されることにより、士業の独立性がどうなるのか、どのように検討したのか。

**狩野副会長：**総合的事務所については、経営形態が一番の問題。法人形態なら士業の独立性が問題になる。総合的事務所のいろいろな問題点について24項目をあげて検討した。具体的には言えないが、結論として、やるなら個人のところに一つ集まってやるということなら可能かといったところにおちついた。保岡会長も、各士業の法改正によってやることまでは考えていない。収入は一括で、利益は分割というのでは個々の士の独立性がなくなる。

**久野委員：**広報に掲載されていることが対策室の考え方だと思っていた。一般会員にはあのような記事が掲載されると、日税連の考え方だと思うのではないか。

**狩野副会長：**対策室に所属している執筆者個人の見解が掲載されているのです。確かに肩書きがあるが、あくまで個人の調査研究にもとづく記事です。

**久野委員：**対策室で行った総合的事務所の検討結果が執行部で拒否されたという噂があるが。

**水越専務：**対策室が作った検討文書の表現のしかたに手を入れただけ。

**狩野副会長：**室長の私は何とも思っていないし、変に噂されると困るから言うが、まったく心配は要らない。

**久野委員：**各単位会の意見は対策室に寄せられているのか。

**水越専務：**対策室のメンバーが各単位会から選ばれてきており、それぞれが各単位会の動向を持ち寄っているの、各単位会の意見が充分反映した検討をしている。

**勝又委員長：**今年の秋季シンポジウムにおいて実

施したアンケートの結果をお手元にお配りしているの、規制緩和問題に対する私たちの会員のいろいろな考えを参考にしていきたい。

**伊東委員：**「論点公開」についての検討が今日からというのにはがっかりした。日税連の会長は全国の税理士の代表なのだから、政府の審議会などの公の席にその一員として積極的に加えられるようになってほしい。

**今野副会長：**広報紙の読み方の誤解がある。相手があつての活動でありその報告の文章にはおのずとその書き方がある。結論を読んでもらうと分かってもらえるだろうと信じて表現を選んでいる。相手を見て答えるやり方をいちいち細かに裏事情まで書いて説明するということはできるものではない。だから、広報の読み方もその点を配慮してほしい。

**狩野副会長：**対応が遅いということはない。希望に沿うようにがんばりたい。

**水越専務：**税調等に森会長が出ないのはおかしいとの理事会の議論は確かにある。今後も前向きに検討してゆく。

**狩野副会長：**規制緩和委員会から、行政書士・司法書士・弁護士には意見聴取が来ているが、税理士には来ていない。公正取引委員会から、行政書士・司法書士には広告と報酬についての意見聴取があつた。税理士には遠慮してくれているのではないか。

平山副会長のあいさつ (17:07~17:12)

たいへん有意義な懇談会であつた。制度の問題は重要なものなので、これから長く税理士をやっていく人は熱心でなければならない。調査研究を熱心に行つて、さらに熱心に制度問題に取り組んでほしい。もちろん、会全体のまとまりも大事なので、そのまとまりのために会務に協力してほしい。

今日の議論を通して2つのことを強く感じた。

一つは、解決がそう簡単にはいかないだろうが、勉強会に関係なく進んでいる大学院改革の問題である。大学院制度が税理士資格取得にあたってさらに悪くなってしまうのは困る。文部省に対する手当てを早急にしなければならないと感じた。

出廷陳述権獲得についてであるが、時宜を失つてはならぬ。外部との関連のあることではあるが、

違う方向に外堀が埋められてしまつては問題がなおさら大きくなってしまつたので適切な対処が必要だと感じた。

制度について熱心で変わらぬ努力をしてほしいが、会長を信じていただいて、協力していただきたい。

畠山委員長の閉会のあいさつ (17:12)

本日はありがとうございました。

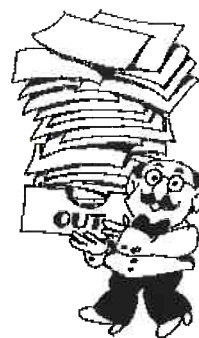
(感想)

全体としてなごやかなうちにも、激しいやりとりもあり、大変有意義な懇談会であつた。今回は時間の制約もあり、「税理士法改正」と「規制緩和問題」に絞らせていただいたが、「規制緩和問題」の難しさ、難しさ故の食い足りなさを感じたのは私だけではなかつたであろう。

超多忙な12月中旬にもかかわらず、懇談会に出席賜つた森会長をはじめとする日税連役員の方々の、熱意のある丁寧な説明と、懇親会までおつきあいいただいたことに、心から御礼申し上げる。

最後に、このレポートは「聞きとりの達人」木下法対部長の原稿を基に、畠山がまとめたものである。

(文責 畠山譲治)





# 全青税秋季シンポジウム・イン横浜

## 秋季シンポジウムを終えて

秋季シンポジウム実行委員長 野崎 貴彦

11月8日、新横浜で開催した全青秋季シンポジウムは、全国各地の青税会員の皆様のご協力のもと、当日240名の参加者を得て盛会のうちに終了させることが出来ました。まずは紙面を借りて御礼申し上げます。

本来ならば会計を締めてお役御免と言いたいところですが、このほど広報部より総括的な文章を書けとの原稿依頼がありましたので、開催者側から秋季シンポジウム設営の経緯、苦労話、反省点などを思いだしながら書いてみたいと思います。

### ■シンポジウムの意義からスタートした

平成9年夏、私を含めて神奈川青税メンバーで秋季シンポジウム実行委員会が結成されました。とは言ってもたったの4人。ヨコハマ大会の時とは大分勝手が違います。取り敢えず会場を仮押さえした上で、まずは全青における秋季シンポジウムの位置づけ、そしてどのような目的で開催するかについて意思統一を図りました。

ご存じの通り全青行事の中で各地の会員が一堂に会する機会は、全国大会と秋季シンポジウムしかありません。それだけにある程度大人数の会員を集めなければ開催の意味がなく、分科会は行わず統一テーマのもと終始一会場で運営すること、更にはそのテーマも地域や経験の隔たり無く会員の関心の集まるものでなければならぬことが確認されました。また、総会&お祭りといった性格の全国大会に対してシンポジウムは研究・研鑽というイメージが強く、それなりに格調も高くなければいけないとの意思統一もされました。このときには懇親会のことなどは殆ど念頭に無かったと思います。

### ■テーマの選定に苦労した

ここまでは良かったのですが、さて統一テーマを何にするかという段になるとメンバーの口が急に重くなってしまいました。メンバーは一様に過年度に開催されたシンポジウムのことを思い起こしていました。相続税、不公平税制、消費税……税制に関するテーマが続きましたが、どれを取っても大変意義深く印象深いシンポジウムでした。同じテーマの繰り返しはしたくないし、かといっ

てこれといった妙案もなかなか浮かびません。

「実務テーマ」と天秤に掛けようやく絞り込まれたのが「税理士制度」でした。このテーマに関しては全青では従前より税理士法改正に限らず何度となく会員の意見集約を行い、理事会等で揉んだ上数多くの意見書を日税連等へ提出してきました。ただ、末端会員からすれば、意見書の完成品しか目に入らず、その作成の経過においてどのような議論が交わされたか見えにくいであろうこと、さらに、規制緩和という昨今の流れから「税理士」というものを再度見つめ直すいい機会であること、この2点が「税理士制度」をあえて統一テーマに取り上げた理由です。

### ■記念講演にあわせてディベート形式の発表を採用

各单位会の発表形式には色々なパターンが考えられます。ここ数年は各单位会に形式を任せる方式をとってきましたが、その結果寸劇形式を採用した単位会が目立ってきました。参加者を飽きさせない企画の一つとして寸劇は大変優れているという委員会メンバー共通した認識は確かにありましたが、何か違う方法はないかと考えた結果が「ディベート」でした。

各单位会から選ばれたディベーターのパフォーマンスのほか、会場で勝敗を決するというゲーム性があるうえ、税理士制度をいつも全青で取り組んでいる側の理論だけではなく反対側の立場の論拠も論戦の中で当然に紹介されるとあって、参加者にとって税理士制度を考える際に今まで以上に奥が深くなるのが期待できるのではないかと考えたからです。(当日は大変楽しく拝見させていただきました。ディベーターの皆さん有り難う！)

### ■直前になってバタバタした

以上の基本方針については、相当時間をかけ、委員会メンバー同産みの苦しみを味わった末の決定だったこともあって、その後ほっとしてしまい、その先の当日へ向けての準備が若干おろそかになってしまった感がありました。

今回のシンポジウムに合わせて実施された「税理士制度に関するアンケート」では、後のことをあまり意識せずに作成したため、集計が予想以上

に手間取り、印刷に回す時間的余裕もなく、前日夜人海戦術によりやっとの事で参加人数分のコピーを完成させるのが精一杯でした。懇親会の余興が殆ど直前まで決められなかったりと、直前になって随分バタバタしました。この点は当日なんとか形がついてほっとしています。

### ■99年は千葉！

コンセプトに時間をかけた割には、最後の詰め

が甘く、当日は大した演出も出来ず各地からの参加者に助けられたというのが率直な感想です（感謝）。組織部の活動の成果として金沢・福岡の2地区から3名の青年税理士を招待することが出来たことも大変嬉しく思っています。次回の99年千葉での秋季シンポジウムがもっと素晴らしいものになるようエールを送りペンを置きたいと思います。



## 期待してます！青税の活躍を！ ——青税秋季シンポに参加して。

立命館大学 法学部教授 三木 義一

青税秋季シンポジウムでは、私の考える21世紀の税理士像をドイツの税理士制度を一つの素材に述べさせてもらいました。ドイツでは財政裁判所という税務訴訟専門の裁判所があり、そこに税理士が訴訟代理人として関与できます。実際に税務訴訟の7割は税理士が訴訟代理人として裁判に関与しています。日本の税理士制度もこういう方向に視点を向けてられないかと思ったからです。もちろん、我が国で税理士の訴訟代理権が認められる可能性はまだ薄いものですから、さしあたりは国税不服審判所でもっと税理士さんががんばるべきでしょう。

「青税の人なら不服審判所でもいい裁決を勝ち取れるのではないかな」。そんな気にさせてくれたのが後半のディベート合戦でした。■「税理士業務は税理士の独占とすべきか否か」■「税理（士）法人制度は必要か否か？」■「税理士試験に修士免除制度は必要か否か？」というテーマはどれも税理士法改正論議の中心テーマで、白熱したおもしろい論争が戦わされました。特に、2のテーマの勝利チームがよく資料を調べており、しかもそれをディベートに際して巧みに使っていたのが印象的でした。法人化の問題は確かに我が国の実情を考えると税理士業務の性格を一変させる可能性があり、また、肯定論は主として事業承継の観点で論拠とされますが、ドイツではむしろ税理士の責任を限定するための制度として法人化が利用されてきていることに留意しておいた方がいいかも

しれません。

いずれにせよ3試合ともそれぞれの論拠をよく調べており、税理士も結構ディベート能力があり、争訟課程にもっと関与させても大丈夫だという確信を持たせてもらったことをうれしく思っています。なお、余談ですが、その後の11月22日に神奈川の青税の人たちが立命館で開催された4大学税法ゼミ対抗戦に参加され、学生と模範試合をしてくれました。結果はなんと1敗1引き分けでした。学生だと甘く見て、新幹線の中でしか勉強しなかったようです。やはり、油断大敵！！不断の努力を！！



## ～秋季シンポジウムに参加して～

### 名古屋青税

ディベートを観戦して

荒川 章三

今回私は、青税入会後はじめて秋季シンポジウムに参加させていただきました。ディベートには以前より興味があり、どんな展開になるかと楽しみにしておりました。そして特に第一部の「規制緩和と税理士」に興味深く観戦? させていただきました。お互いに一方的な立場ではなく、前半後半に分かれ、双方の立場にたって論戦するため、いかに論理的に相手と渡り合うかに注目しました。やはり、感じたのは、時間の少なさでした。せっかくの論戦もわずか15分、それに加えその15分の中で双方の持ち時間に制限なく、ゆっくりと話をした方が論理的な印象を与え（これも作戦?）結論がでないまま終わってしまった印象を受けました。拍手で判定と言うことでしたが、「名古屋青税の出席者が多い」といったディベートの内容とはかけ離れた理由で判定され何とも言えない結果でした。やはり、地元のよしみか、顔馴染みの会員がいたせいか、判定とは違い論点からも、名古屋青税の方が優勢? と思いつつ、自分自身も課税当局と論戦をはる意味からもディベートの技術を磨かなければと自己研鑽の契機となりました。

ディベートに参加して

篠田 孝

当日の横浜は、少し肌寒いが快晴だ。今日まで、何回も同士のメンバーと打ち合わせを重ねてきた。何しろ、与えら



れたテーマがこれである。今まさに旬の話題である。日々の業務に単に追われている自分に反省する。メンバーは名古屋からは6

人だ。結局3人がくじにより横浜出場組となる。対戦相手は埼玉青税と聞いている。関東地方に乗り込んで、関東の人とディベート合戦を繰り広げるのは勇気がいる。何しろ応援団の人数が違いすぎる。当日は、初戦ということもあり、まずはジャブからと思いつつ、様子を伺いながら切り

一回戦

税理士業務は税理士の独占とすべきか否か?

だした。幸いなことに、埼玉青税の方たちも結構紳士的に振る舞ってくれたと思う。理屈や理論はさておき、感情論に走ったディベートだけはやりたくない。相手の意見は十分に聞きながら、反論できないような究極のネタで勝負したいと考えているうちに、終了の笛が鳴りすべてが終わった。応援してくれた皆さん、ありがとうございました。

### 埼玉青税

まさかのディベート

渋谷由美子

「まさか」と思った。

ディベート勉強会のメンバーの中には入っていた。入ってはいたが、まさか自分が出場することになるとは思っていなかった。あとで聞けば、他の埼玉のメンバー二人も自分が出ないで済むだろう、と考えていたらしい。シンポジウム一週間前のことである。

埼玉のベテラン強面3人組と、リハーサルを兼ねて対戦した。結果は散々。相手の意見に「なるほど、ごもっとも。」

とうなずいてしまい、完敗。観衆を前にした当日の惨めな姿が頭に浮かんできた。



前日、打合せのためメンバーが集まった。雑談ばかりが盛り上がり、チームワークだけは深まった。

さて、当日。壇上に上がると度胸は据わっていた。ひそかに名古屋弁を恐れていたが、ミャーは聞かれずほっとした。

何を話しているのかよくわからず時間だけが過ぎ、笛が鳴った。負けたな、と思った。埼玉に拍手をして下さった方が大勢いたのには驚いた。しかも埼玉の勝利、まさかである。（実際名古屋さんの拍手の方が大きかった）

今回のテーマは、税理士独占業務の正否という私たち税理士に投げかけられている問題でもあった。今ではその勉強をする機会を与えてもらったと感謝している。

最後に、名古屋の皆様、そして事前の勉強会にご協力いただいた埼玉の皆様ありがとうございました。

## 千葉青税

やりたい人はやりゃいいんじゃない  
税理士法人

—秋季シンポジウム敗戦記—

石井孝一

シンポジウムでわが千葉青税に与えられたテーマは、「税理士法人を法認するか否か」のディベートだと聞かされたとき、百戦練磨のわが千葉青税の精鋭は、そのテーマのあまりのつまらなさへのけぞり、興ざめし、嘔吐し、横浜に行くのをやめよう、と真剣に討議したのであります。他チームに与えられたテーマの中には「大学院という税理士粗製濫造機関の是非」「税理士制度の是非」という、おもしろいテーマもあるじゃないですか。税理士会の現状を見て、現行の税理士制度が、かねがね本当に納税者の権利と利益の擁護に役立っているのか、税務行政の下請機関として役立っているだけではないのか、と不信感を募らせていた小生は、こんな税理士が法人をつくろうがつくるまいが、納税者には何のメリットもデメリットもないと、興ざめしてしまっただけです。研究意欲も士気もあがるはずがありません。



しかも、対戦相手はこの夏に、二次会のスナック、三次会のそば屋まで案内してくれた岐阜青

税ではありませんか。さらにだめ押しとして、当日壇上に上がった対戦相手のなかには、小生にとって憧れのタイプの女性がいるではありませんか。ディベートどころではない。これで千葉の命運は決まりました。会場からは割れんばかりのブーイングと嘲笑を浴びての惨敗です。

話はそれますが、税理士会が任意加入団体になればいい、と考えるのは小生だけでしょうか。そうならば現行の税理士会は四分五裂となるでしょうが、小なりといえども加入する意義の感じられる組織を選んで入れる、と思うのです。青税のように。

## 岐阜青税

ディベート感想文  
牧口晴一

全員での一通りの勉強の後、どうしても不利な否定側の為に寡占・規制緩和反対の「BIG5脅威論」をまず構築。次いで補強するGATSの約束表を否定側最大の攻略点として森中先生が開発。

肯定側は決定的論拠を鈴木先生が発見。つまりBIG5は法人制がないから参入できないのではない。資格相互承認制がないから進出できないのです。駄目押しに私が「BIG5は法人ではない。パートナーシップ(PS)だから法人制の有否に関係なく資格相互承認が成ればPSとして進出してくるだろう。現に登記に関わらずPSとして進出の米国事務所も存在する事実がある。それを日本の税制は任意組合等で課税しているので法人制度とは関係ない」と完全に肯定側有利となりました。余りに強烈故に「水爆」とし、本番で核のボタンをいつ押すかドキドキでした。残念と言うべきか本番では使わずに済みました。

これに対抗する否定論を開発できたのは本番未明。しかし決定的ではなく「通常兵器」だ。相手が「水爆」で来たら相当のレトリックが必要だ。詰めは新幹線の中。そして本番。やっと女神が微笑みました。戦友の二人の先生、服部先生、竹市会長そして仲間に「良き思い出ありがとう！」



二回戦 税理士(士)法人制度は必要か否か?

## 東京青税

ディベートに参加して  
今田 勇二

東京青税のディベート担当となり、なおかつ全青シンポジウムにも初参加の新人です。ディベート自体、その現場を初めて見学させていただきました。

1回戦からの白熱した議論に圧倒されました。特にバトル方式と呼ばれている仲裁（仕切り）なしであったところから、方向性が一貫していなかったところ



等、特に面白く楽しく、うれしい言葉も多く発言されていたように思いました。

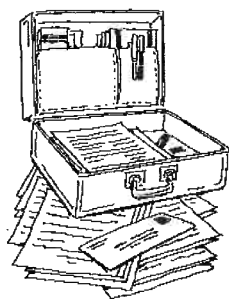
東京は3回戦担当でありましたが、対戦相手の近畿青税の選手は、聞くところによるとベテラン揃いであり、老獪な言いまわしで東京青税の論戦を躲していったように思われ、それらのことが会場判定では、東京の負けと判断されたようでした。

しかし、論点の整理などについては、私は東京青税が勝っていた……

と、諸先輩方と話しあっていたところでした。

又論戦後の三木教授の総評においても、東京青税が優勢であったように評していただいたことに限りない喜びを覚えたものです。

最後に神奈川青税及び全青の役員さん又参加者のみなさん、ありがとうございました。



## 三回戦

## 税理士試験に修士による免除制度は必要か否か？

## 近畿青税

ディベートに参加して  
坂本 麻生

ディベートなるものを初めて経験したわけですが、そこで得た若干の感想を以下に申し述べさせていただきます。

1. 担当したテーマは「修士の試験免除の是非」でしたが、時間をおくことなく、賛成論・反対論いずれの立場からも論じなければならず、したがって、発言内容を考えるにあたり、現在自分がどちらの立場にたっているのか、確認しなければならないことがしばしばだった。
2. 相手側の発言を聞きながら、即、批判なり反論を展開するわけですが、事前に多少準備をしていたとはいえ、実際の議論の展開まで予想し得たわけではなく、普段からの論理的な思考力が試されたものであった。自己の思考能力の欠如を改めて認識させられるものとなった。



3. 思うに、議論・討論は同じ土俵の上で論じる方が理解しやすい。法

律論を例にとってみると、「法解釈論」であれば、実定法以外にはその論拠の求めようがなく、純粹に議論内容の問題のみとなる。ところが、「立法論」となると論理の裏付けとなるのは、最終的には個々の論者の価値観となろう。「価値観」は文字どおり十人十色であり、「かくかくしかじかの理由で相手方の論理には問題点がある。」といくら主張したところで、異なる価値観を有する相手方からすれば何ら問題ないということもある。今回のテーマ「修士の試験免除の是非」はこの例にあてはめると立法論ということになろうか。議論が議論にならず「単なる主張のぶつけあい」にとどまりかねない側面を持つ。この意味で若干の消化不良を感じるところであった。

## 税理士制度に関するアンケート報告（抜粋）

今秋、全青の全会員に向けて「税理士制度に関するアンケート」が実施され、シンポジウムにおいて発表が行なわれました。

内容は“税理士の実態”“規制緩和”“税理（士）法人”“資格取得”と多岐にわたりますが、今回は規制緩和の一部を「質問」「回答単位会比較グラフ」「その他」の順で紹介させていただきます。

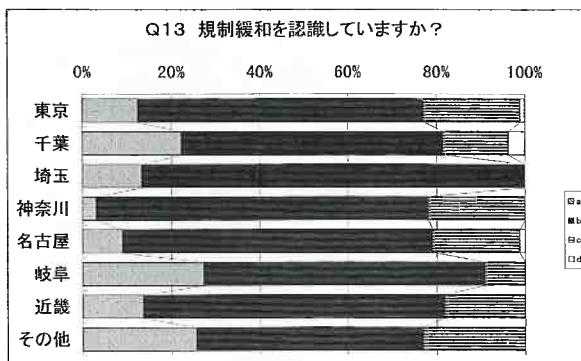
Q13. 最近税理士業界で「規制緩和」という言葉をよく耳にしますが、税理士制度との関係について、あなた自身どの程度認識しているとお考えですか？

- a. 十分認識しているつもり。
- b. ある程度認識している
- c. よくわからない
- d. 知らない

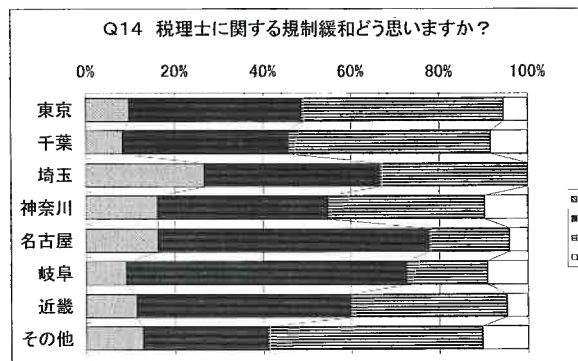


Q14. 税理士に関する「規制緩和」をどう考えますか？

- a. 規制など無い方がいい。
- b. 問題はあがるが、時代の流れだから仕方ない。
- c. 問題あり、問題点に対してどんどん提言して行きたい。
- d. その他（ ）



回答単位会比較グラフ



Q14-d

「法律家」としての立場から、既得権擁護の議論にはしたくない。

研究してみたい。

規制緩和の内容を理解していない税理士が多数なのではないでしょうか

各国独自の資格制度は歴史的なものであり尊重すべき

資格取得の上ではすでに規制緩和はされている。

結局は役人の思うがまま。

責任の伴うことには資格の担保が必要。

納税者のためになる規制はよい。

規制緩和に対応するためには、税理士制度の確立が必要

納税者の事故責任が確立されれば規制などない方がいいが、今の日本では時期早尚。

専門的資質を向上させるものであれば、規制もいいのでは

税理士の権威とある程度の規制は守るべき

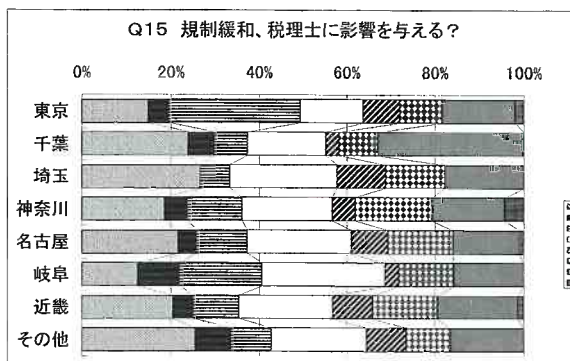
米国の圧力に屈するのみで、益なし

税理士会を任意加入団体とすべき

規制緩和によって、税理士制度自体が大きく変貌する

Q15. 税理士に関する「規制緩和」が進んだ場合、それは税理士にどのような影響を与えると思いますか？（複数回答可）

- a. 一層の価格競争がおきる。
- b. サービスが低下する。
- c. サービスの向上が図られる。
- d. 業界内の差別化が生じる。
- e. 税務行政が混乱する。
- f. 納税者の選択肢が広がる
- g. 大事務所による寡占化が進む
- h. その他（ ）



回答単位比較グラフ

Q15-h

寡占化が恐い。

業務独占の範囲が税務代理だけとなるかもしれないが、税理士法の改正で代理人としての立場が強化されれば、社会における税理士の役割が変わる。他方では経営コンサルタントとしての立場が明確になってくる者も多いのでは。

ニセ税理士による脱税指南が横行する。

アメリカンスタンダードを求める顧客はまだすくない。

何も変わらない。

記帳代行等が促進する

出来の悪い税理士は死ねというのはいい傾向である

小さな地方都市なので影響はない

淘汰され、質の悪い税理士は減少する。

アメリカのように申告自体が簡易化され知識なくても申告できるようになるのでは。

税理士以外のものが躍進する。

役所の権限の拡大

納税者にとって、誰を選択するかは納税者自身の責任が増す

企業の参入が促進されるのではないか

業界内では混乱が予想される



Q16. 税理士に関する「規制緩和」について、あなた自身の対応策があればお書きください。

( )

Q16

絶対反対、自主的能力向上の努力、国民への理解協力の努力。

納税者の権利擁護のためこの分野の規制緩和はすべきでない。

今まで以上に関与先とのコミュニケーションをよくする努力をするよう努力すること。勉強のみ。

総合的な法律経済事務所の創設について、タイアップすべき相手の検討。

OBをはじめ、行政よりの税理士がまだまだ多い中、納税者の代理人という立場でサービスしていく。

提案型の仕事をするにより顧問先の囲い込みを計りたい。

他の業者にできないグローバルな相談業務を行う。

自治権・代理権の確立。

質の高いサービスを心がける。

既に他の士業との業務ネットワーク化を進めている。報酬規定や業務マニュアルを標準化して、競争力を強化するつもり。

まずグローバルスタンダードなる妄信をうち砕く。フラットタックス論を放っておいて、税理士の規制緩和云々は矛盾。

関与先との信頼関係をより親密に保つことが肝要。

独占業務は廃止。資格存続、税理士法の改正。

資格取得制度を一本化する。

職域を守るために排除

規制がある方がおかしい。

自己のさらなる研鑽、士業によるネットワーク作り

自分が税理士として何ができるかをアピールしていかなければならず、業務サービスの限定、税理士間の提携、他士業との連携、今まで以上の密接なサービス・コミュニケーションを図ること。

特定の分野に特化していく

国際化に対応できるようにする

経営者と単なるビジネス上の関係だけではなく、プライベートな友人になれるようにすべき

現行の独占業務を堅持すべき

お客様に対する御用達に徹すること

記帳代行のみあるいは申告書のみを求める人にとっては低価格の業者がいればそちらに流れると思う

サービスの質と顧問料の安さ

FP等サービスの提供で顧問先を満足させられるようにする

他士業との連携、積極的な広報活動を通じて資格をアピールする

ホームページを作る

個人個人ではなく、税理士会のレベルアップ

顧問料の透明度をあげる

監査能力の向上

ニセ税理士問題が拡大する

共同事務所化による。

対応に苦勞すると思うが、必要であり仕方ないことだと思う。

税務代理行為の責任の所在等、解決しなければならない問題はたくさんある。

事務所基盤の強化と、青税を通じての意見表明。

規制維持と緩和、税理士有償独占とし、米国EA等は米国EAと称して仕事をすればよい。

すでに大事務所はあるのだから、小事務所も生き残る道もあるのだから今と変わる必要はない

今以上に経営者と密となり、パートナーとなっていく。

新規顧問先の開拓

サービス業としての自覚を徹底しようと思っている。

それは秘密です。

税金屋からの脱却

先手必勝。

元々役人の天下り先として税理士制度を作ったので役人に説明するのはむづかしい。

廃業する。

試験合格者のみを税理士とすれば実質的に業界は発展する。



規制緩和賛成。

流れに逆らえば体力を消耗し自滅する。臨機応変に対応し、新たな体制のための努力を惜しまない。

20年後の勝利のために苦難は覚悟している。

現在考えている。

税理士法2条は包括的に、52条は限定的に見直すべき。

今までの当たり前とされていることがすべて再チェックするときにきているのではないか

業務水準上昇のため、自己啓発を行う

サービスの向上

能力向上、業務の効率化

特定分野に特化する

同業、他業との専門家グループとの提携

税金に対するアドバイスのみではなく、経営全般に対するコンサルタントを目指す

パソコン等の導入

納税者の権益擁護の重視

税理士個人では対応できない。他の税理士と共同で行っていきたい

差別化を図り、きめ細やかなサービスが必要

試験合格者のみに、資格を付与し試験合格者を増やす。

職員任せにする傾向にあるため、雇用職員の数を限定すべきである

価格競争に参加せざるを得ない

納税者の代理人として、その利益を守る立場を貫けば、生き残ることは可能

もっと経営者感覚を身につけるべき

業務独占が解除された場合、事務所を解体し、新たな事務所の構築をはかる

## 組織部活動報告

組織部長 北村博昭

本年度の麻木会長の「全国青年税理士連盟が、真に若手税理士の交流の場となるべく、全国青年税理士連盟をPRし、組織の拡大をめざす」という方針に従い、新たな素晴らしい出会いを求めて活動を開始した。

### 1. 金沢編

金沢に若手中心の勉強会があるという情報を入力し、早速、金沢の個人会員である平野会員にコンタクトを取り会いたい旨を告げると、快く引き受けてくれた。全青側のメンバーは、麻木会長、藤田総務部長、平林組織副部長、酒井組織部員、そして私の5名。まだまだ残暑のきびしい8月28日、金沢全日空ホテルのロビーで平野さんと個人会員の中西さんと合流し、金沢の夜景が一望できる料亭へ向かう。

金沢にはコンマ会という試験合格者だけの約20名ぐらいの会があり、月一度、勉強会を開催している。コンマ会との交流を深める意味でも是非、

理事会を金沢で開催したい旨をつけると、快く承諾してくれた。すばらしい料理とおいしいお酒、そしてなにより美人で若い女将の笑顔で、大いに盛り上がり二次会へ。

二次会では、平野さんの馴染みのお茶屋さんへ行く。せっかく金沢で理事会を開くのだから、このお茶屋さんでコンマ会との懇親会をすることを即決。ただ、予算が少し高くなるが芸者さんが3人来るということで理事会は強行突破できると安易に考え、再び金沢の夜の街へ。

### 10月3日 金沢で理事会

金沢の理事会には35名の理事が集まり、初めて金沢で理事会を開催した。理事会閉会后、懇親会場のにし浅乃屋へ移動。コンマ会からは、平野、中西両会員と岡崎さん、瀬戸さんの4名が参加された。普段、経験のない芸者さんとの遊びで多いに盛り上がり、時間延長をしたため予算はかなり

オーバーしたが、コンマ会の皆様とは交流を深めることができた。その後、深夜まで金沢の街へ。

後日、岡崎、瀬戸両氏から個人会員としての入会届けを受け取った。

## 2. 福岡編

神奈川青税の野崎会員より福岡に福岡青年税理士クラブという若手税理士の会があるという情報を頂き、金沢同様、早速電話で会いたい旨を告げると、10月9日に第一回総会があり、総会後に時間を頂けるということで福岡青年税理士クラブの第一回総会へ参加した。参加メンバーは、麻木会長、藤田総務部長、毛利組織部員、高浜副会長、野崎秋季シンポ実行委員長と私の6名。博多全日空ホテルで松原さん、元山さんの出迎えを受け、総会会場へ。

福岡青年税理士クラブは会員数が25名ぐらいで本会の福岡支部を中心に活動している創立1年目の若手税理士の会（卒業は満50歳）である。総会後、約1時間半、意見交換、情報交換を行い、12月に福岡での理事会、役員研修会の開催を要望すると、快く引き受けてくれた。その後、懇親会に参加し、九州一の繁華街である中州を深夜遅くまで案内して頂いた。

### 12月5日 福岡での理事会

福岡での初めての理事会終了後、「韓国における納税者権利憲章」についての役員研修会へ17名、その後の懇親会にも7名の福岡青年税理士クラブの皆様が参加された。安くて美味しい料理とお酒を味わい、深夜遅くまで交流を深め有意義な時間

を持つことができた。

## 3. 終わりに

「百聞は一見にしかず」という諺がある。先日、韓国へ行く機会があり、行くまではIMF管理下で企業は倒産が相次ぎ、ガソリンの高騰の為、車は半減し、ソウル名物の渋滞がなくなり、失業者の増大という不況下の暗いイメージしかなかったが、実際行って見ると、渋滞は以前のもので、街は活気にあふれていた。瞬時に、今は多少苦しいかも知れないが、韓国は復活すると確信した。これも実際当地へ行かなければ感じ得なかった。

青税に対しての認識も地方へ行けば行く程、「青税はアカだ」とか「なんでも反対する団体」とかよく聞かれる。なぜ、このようなイメージが浸透したかは定かではないが、一度会って一見して頂ければ、百聞が誤報であったと解って頂けると思う。

今回、僅かなツテを頼り、強引に押しかけた私達を、暖かく御迎え頂いた、コンマ会並びに福岡青年税理士クラブの皆様には、この紙面を借りて、心より御礼申し上げます。今後どのような形で付き合っていくかはまだ解りませんが、折角、一見できたのですから、末永い友好な関係を維持して行きたいと思います。次回は埼玉青税主催の全国大会、スパハワイアンズでお会いしましょう。

## 全国青年税理士連盟シンポジウム・イン横浜に参加して

北陸税理士会 小松支部 岡崎克郎

先日は、全国青年税理士連盟シンポジウム・イン横浜にご招待いただき、誠に有難うございました。

私と青税との出会いは今年の9月、金沢における理事懇談会の席上でした。そもそも、税理士の平均年齢は63才前後であったかと思いますが、何かの会合に出かけますと、ここは老人クラブではなかろうかと思うようなことが、しばしばあるわけですが、さすがに青税の皆様には、そんな印象

は全くありませんでした。若い女の子はいるわ、裸になれるお兄様はいるわ、何か懐かしい学生時代を思い出させる、そんなひとときを過ごさせていただきました。

横浜でのシンポジウムも大変楽しく、そうか、頑張っている似たような税理士がたくさんいるんだなあと思わせる思いが致しました。

憲法という国民の納税義務と租税法主義をあらためて考え、そして、これまた憲法の前文のよ

うな訳の分からない税理士法第1条を今一度考えるとき、果たして、納税者の権利とは何か、そのとき税理士はいかにあるべきか、それは考えだすときりがなく、やがて自分一人ではどうすることもできないことだからとバカらしくなってしまうものですが、“数は力なり”ということもあります。

それが自分の未来に、そしてこの国の未来に関わることであるならば、皆様と共に考え、活動させていただくことは、非常に楽しいことに思えてなりません。

とは言え、私自身はまだ何も知らない“青い”

存在です。だからこそ青税の皆様、今後とも宜しくお願い致します。



## 全国青税98秋季シンポジウムに参加して

九州北部税理士会 福岡支部 元山 博

人は誰も先入観とか思い込みといったものを多少なりとも持ちあわせている。例えば鹿児島の人には酒が強いとか、関西の人には皆タイガースファンだとか。ただ何となくイメージをしている場合もあるし、完全にそう思いこんでいる場合もある。特に地方では情報が不足している分、思い込みが激しい場合が多い。ではそこに青年税理士連盟、通称青税を当てはめてみるとどうなるのだろう。若手改革派、反体制グループ。今時そんな…とおっしゃるかもしれないが、大都市圏は別として、おそらく地方都市ではこのようなイメージを持つ



ている人は決して少なくないだろう。事実、私自身もずっと以前に青税について尋ねたら、「青税はアカ」といったことを誰かから聞いたことがあったので、なんとなくそうなのかなあと思っていた。

先般、縁あって新横浜プリンスホテルで行われた、全国青年税理士連盟の98秋季シンポジウムに招待で参加させていただいた。なぜ参加したか、それは青税に対する好奇心と、大げさに言うと実

態調査である。まだ青年と言われてもどうにか間に合うときに、青税と呼ばれている全国組織の活動を、この機会に一度自分の目で確かめておきたかったからだ。

野崎実行委員長の開会の言葉、麻木会長の挨拶から始まったが、驚くことにお二人とも要職にありながら私と同じ年の上、独立開業している。多忙に加えて税理士会の部、委員会の委員もしてあって、決して青税一辺倒ではないのだ。会場に入ると以外にも女性が多い。実は青税のシンポジウムなのだから、どこかの党大会のような堅くてクライ感じなんだろうなあと思っていたら、どっこい、雰囲気明るい。開かれていて時代の流れに乗っている感じだ。詳細については報告記事が載ることだろうから割愛させて頂く。

参加して感じたことは、今までイメージしていた青税なるものとは全く違った、開かれた明るい青税であったことと、そしてその若い会員の意識の高さである。理想とする税理士像や税理士制度や税制を実現するためには、労力を惜しまないといった若者らしさがある。ときには話にくい問題に触れなくてはならないだろうし、税理士会や日税連に対して意見をしなければならぬこともあるだろう。それが見方によると過激であったり、ただの体制批判と受け取られるのかもしれない。中にはそれを生き甲斐にしている人もいるだろうが、全てがそうではない。全国にはいろいろな人間がいる。全国の若い税理士の意識の高さと情熱を感じさせられた横浜の一日であった。

## 《 理事会研修会報告 》

### 「WTO/GATS・規制緩和と税理士」 というテーマで役員研修会開催される。

規制緩和等対策委員長 勝又和彦

平成10年9月6日(日)、ホテル京阪において上記のテーマで、全国青税の役員研修会が開催された。講師は、現在日税連サービス貿易自由化及び規制緩和対策室の副委員長である、小池幸造氏及び同対策室の委員である赤塚雄一氏に依頼した。両氏は共に、全国青税の元役員であり後輩のために、規制緩和問題を細かく噛み砕き解説して下さいました。

まず、小池氏が「規制緩和」に対する基本的な考え方、平成9年12月12日の行政改革委員会の「最終意見」の内容、またこれを受けた平成10年3月31日の「公的資格制度について業務独占規定、資格要件、業務範囲等のあり方を含め人々の意欲・能力を有効に生かす等の観点で踏まえ見直しを行う。」という「規制緩和3か年計画」の内容・意図するところ、また弁護士・公認会計士・税理士・弁理士がそろった「総合的法律・経済関係事務所の開設」の背景・税理士制度との関係等を、今までの経過を踏まえわかり易く説明された。

税理士制度・税理士業務のあり方を別の観点か

ら指摘されているのが規制緩和であり、今までのような原則論だけの主張ではなく、もう一度税理士制度・税理士業務について、税理士法の改正を含め個別的に検討する必要がある。そしてこの制度を維持発展させるためには、税理士業務について論理的に説明できなければならない。

次に赤塚氏が、規制緩和は、世界的な規制撤廃の流れ・社会的な流れの一分野にすぎない。WTO・GATSにおける税理士の行う税務サービスについての自由化に向けての協定・総合事務所の法人化構想・法人による税務サービス提供・雇用税理士の解禁等の問題を考えると旧態の税理士制度・税理士事務所の考え方では、説明のできない事態に陥る可能性がある。新しい資格制度・事務所形態を構築していく必要があるのではないかと説明された。

両講師の話聞き、全国青税でもこの規制緩和の流れを真剣に受け止め、税理士制度・税理士業務について検討しなければならないと思う。

### 李信愛税務士に韓国の納税者権利憲章制定その後を聞く

納税者権利憲章委員長 山本大志

昨年(1998年)12月5日の博多理事会での役員研修会で表題のテーマについて、李税務士に話を聞く機会に恵まれました。

憲章制定後の韓国の税務調査は、

- 1 任意調査では例外なく事前通知が行われるようになり、
- 2 調査官による憲章パンフレットの交付で、納税者にどんな権利があるのかが明らかになり、
- 3 憲章制定に先だって、制度化された課税適否審査(行政処分前の聴聞・弁明手続)が活用されるようになって、納税者と課税庁の主張が対等になされるようになったとのことです。

この研修会は、ひとえに李税務士個人の努力に

よる日本語の習得と、全青に対する深い理解により、実現が可能になったものです。

研修会後の地元博多の青年税理士との懇親会の中で、2002年サッカーワールドカップの前に、韓国の考試会税務士とわが全青の会員とで親善サッカー大会を実現しようという壮大な夢を話し合いました。

それまでに、わが国も他国に誇れる納税者権利憲章を作っておきたいという想いが、心に強く湧いて参りました。

サッカーの得意な会員は、今から私あてに登録を申し出てもらい、日々の鍛練を怠りないようにして頂きたいと思います。

1998.12.10 記

# 今年の全国大会は ハワイアンズだっゅーの！

第32回埼玉大会  
実行委員長 高橋節男

皆さんアロハー！

年も改まりまして、さて今年の予定は、と考えている青税会員も多数いらっしゃることでしょ  
う。そこでまず今年の第一番として全国大会の予定を入れましょう。

何でかって？ それは、これから皆さんの疑問や要望に答えながら全国大会の全容を明らかに  
していけばわかるはずです。では、早速始めましょう。

## ☆いつ開催されるの？

平成11年8月1日（日）です。

## ☆どこで開催されるの？

福島県いわき市  
「スパリゾートハワイアンズ」です。

### ★交通アクセス

- 電車利用  
JR常磐線上野駅より2時間（特急）
- 車利用  
常磐自動車道：三郷IC—いわき湯本IC下車3分（1時間50分）
- 航空機利用  
福島空港よりハワイアンズ行きバス（2時間）



## ☆ハワイアンズってどんなところ？

ハワイアンズは、常時28℃に保たれている南国ムード満点の屋内施設です。

毎日ポリネシアンダンスショーが開催され、また日本一の露天風呂を始めとする多数の風呂  
や子供たちが楽しめるプールがあり、本当に子供からお年寄りまで幅広く満足できる施設がい  
っぱいです。



大露天風呂「江戸情話与市」▲



▲流れるプール

## ☆参加費はどのくらいかかるのかな？

なるほど、これだけすばらしい施設となると参加費が心配になりますね。まして昨今の不況で収入も減ってるし。しかし、心配御無用です。埼玉青税の強力なコネにより、画期的な値段を実現いたしました。

会員（宿泊）	23,000円
会員（日帰り）	19,000円
家族（大人）	21,000円
（子供）	15,000円
（幼児）	5,000円

ハワイアンズは、原則泊りの料金設定なのですが、部屋割りの都合上会員だけに、日帰り料金を設定いたしました。

どうです、遊んで、食べて、泊まってこの値段！

## ☆何か研修もあるといいね

勿論研修も予定しております。今回は、ハワイアンズで開催されるということで、特別にその経営母体である常磐興産(株)の役員に、次のテーマで記念講演をお願いいたしました。

「炭坑からハワイアンズへ」

構造不況業種からいかに脱却したのか。

## ☆せっかく福島に行くんだから観光もしたいね。

任せてください。ちゃんと、日帰り観光と一泊観光を用意いたしました。

### ★ 日帰り観光

いわき市周辺の日帰り観光です。



まず「いわき市石炭・化石館」で常磐の歴史を学びましょう。



→ 次は美空ひばりのヒット曲「みだれ髪」で有名な「塩屋埼灯台」



→ さて、そろそろお昼、食事は海の幸が豊富な小名浜港で、ついでにショッピング。



→ 午後は国宝の「白水阿弥陀堂」の見学と内容は盛り沢山です。

★ 一泊観光

会津・五色沼方面の一泊観光、泊りは東山温泉です。



会津と言えば、鶴ヶ城ですね。戊辰戦争の悲劇の舞台としても有名です。鶴ヶ城は、昭和40年に往時のままに再現され、内部は料館となっております。

他にも会津藩家老西郷頼母の屋敷を再現した会津武家屋敷や戊辰戦争の際、白虎隊の一行が自刃した飯盛山等見どころが満載です。



また、チョッピリ健康的な五色沼散策も用意しております。さわやかな高原の空気を味わいながらゆっくり楽しみましょう。



▲野口英世記念館（猪苗代町）

更に、猪苗代では、地元が生んだ偉大な医学者である野口英世の生家や遺品等を展示した野口英世記念館や会津民族館も訪ねる予定です。

と、いうわけで今年の全国大会のすばらしさが少し理解されたことと思います。後は実際に参加して、確かめてみて下さい。きっと満足していただけるはずですよ。

では、皆様今年の夏はハワイアンズでお会いしましょう。埼玉青税一同、心よりお待ちしております。

## あ と が き

広報部長の尾崎氏から、近畿で広報部会を開催するにあたって予定を聞かれたのは11月8日。秋季シンポジウムの当日でした。藤田総務部長から「広報部員といっても、近畿の会員に原稿依頼をする際に顔つなぎをするだけだから」と言われて気楽に引き受けた私ですから、当然ただの顔合わせと考え、予定はすぐに13日の金曜日に決まったのであります。

ところが……部会には尾崎氏、藤田氏、会長の麻木氏プラス1名の部員と大阪の会員3名。当然のことながら編集会議。泣く泣く酔いも手伝い、秋季シンポジウム関係の原稿を集めることと相成りました。

9月決算の書類を横目で見ながらの原稿依頼ですから、FAXを送っただけで直接お願いしていない方もあり、趣旨が解りづらいところもありの不随なお願いだったと反省しています。皆さん突然のことで間に合うのだろうか？本当にこの字数でよいのかしら？等々そんな悩みと肩こりは、原稿が続々と送られてくるのを見てあっという間に消え去ったのであります。

原稿を送っていただいた皆様本当にありがとうございました。実はバタバタしてきてきちんとお礼も申しておりませんでした。

今回の全青のお仕事で感じたのは、さすがに皆さん、各地の青税で大役を務めた人だけあって忙しいにも関わらず、段取りよく又気持ちよく手伝っていただけたこと。それと尾崎部長の人使いのうまい（悪い意味ではありません念のため）こと。今までつきあいのない私がどうすれば動くかをすぐに察知するなんて…（単にわかりやすい性格なのかもしれませんが）

わたくしもしもできれば支部活動においてこうありたいと誓ったのであります。

(S. H)

近畿－広報部員

